

## 【ドイツ】売春に従事する者の権利を保護するための法律

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 2002年に施行された売春法により合法化されていた売春業を規制するために、売春に従事する者（売春者）の権利を保護する法律が制定された。売春者の届出義務及び売春事業者に対する許可制等を内容とする。

### 1 2002年施行の売春法

ドイツにおいては、売春は法律によって禁じられておらず、違法でないという状態が長らく続いていた。しかし、判例によれば、売春は良俗に反するものであったため、「良俗に反する法律行為は、違反とする。」という民法典第138条第1項の規定により、売春者と顧客との間のサービス契約には法的効力が認められていなかった（BGHZ 67, 119）。

法解釈と現実の間に矛盾があり、上記の法解釈を見直す必要性の認識が高まった。その結果、2001年に、売春は良俗に反しないという新たな解釈に基づき（注1）、売春を合法化する売春法（注2）が制定された（2002年1月1日施行）。売春法は主に民法であり、売春者と顧客とのサービス契約に法的効力が認められ、売春者の顧客に対する対価の請求権が定められた。また、売春事業者に対して売春者のための社会保険加入手続きが義務付けられた。さらに、刑法典も同時に改正され、処罰の対象が「売春の助長（Förderung）（注3）」から「事業者による売春者の搾取（Ausbeutung）」に変更された（刑法典第180a条）。

当時の立法者は、売春者の法的及び社会的な状況を改善し、むしろ、売春者を犯罪から守ることを意図していた。しかし、売春法の効果は限定的なもので、人身取引等の犯罪の温床となったとも言われており（注4）、売春業が盛んになった（注5）。

### 2 売春者保護法の制定

前述の経緯により、売春者の権利や健康の保護を強化しなければならないとの認識が連邦政府内で高まり、売春業を規制する売春者保護法（注6）が2016年7月7日に連邦議会により可決された。同法は、2017年7月1日に施行される。概要は、以下のとおりである。

#### (1) 適用範囲

この法律は、18歳を超える売春者及び売春事業者に適用される（第1条）。

#### (2) 売春者の義務

売春者は、自営であるか雇用関係にあるかを問わず、売春業務の開始の前に、所管の官庁に届け出なければならない（第3条）。届出は、21歳以上の売春者は2年ごと、21歳未満の売春者は1年ごとに行わなければならない（第5条）。

売春者は、保健所において健康相談を受けなければならない。相談内容は、病気の予防、避妊法、妊娠、アルコール依存症や薬物依存症に陥るリスク等を含む。健康相談は、21歳以上の売春者は1年ごと、21歳未満の売春者は半年ごとに受けなければならない（第10条）。

### (3) 売春事業者に対する許可制

売春事業を行うためには、官庁の許可を要することが新たに定められた（第12条）。売春事業者は、許可の申請書に、経営計画書（Betriebskonzept）を添付しなければならない。経営計画書には、事業形態、感染症予防措置、売春者及び顧客の健康及び安全を確保する措置、18歳未満の者が立ち入らないようにする措置等が記載される（第16条）。また、売春事業に利用される建物及び設備は、売春者や青少年、隣人、公衆の保護のための基準を満たさなければならないとされ、特に、売春のために使われる部屋及び建物の仕様並びに非常呼出システムや休憩所等の施設整備に係る最低条件が定められた（第18条）。

### (4) コンドームの使用義務及び広告禁止

男性の顧客及び売春者には、コンドームの使用が義務付けられた。女性も、男性がコンドームを使用するよう留意しなければならない。また、コンドームを使用しない性交や妊婦との性交を謳う広告、青少年や公衆に有害な表現を含む広告が禁止された（第32条）。

### (5) 過料

法律の違反行為について、1千～50万ユーロ（注7）の過料が定められた（第33条）。

## 3 売春者保護法に対する批判

売春者保護法については、女性の権利団体や弁護士団体等から多くの意見が寄せられている。特に批判が強いのは、売春者の届出制である。例えば、届出制の導入により合法でなく売春を行わざるを得ない者が生じうること、また、業として売春を行うことが難しくなり、憲法が保障する職業の自由に反すること等を指摘する批判がある。また、売春業の監督を行う官庁の負担及び費用が増えることも批判されている（注8）。

注（インターネット情報は2016年10月17日現在である。）

- (1) 荒木修「ドイツにおける売春規制—土地利用規制を中心に—」『関西大学法学論集』63(6), 2014.3, p. 135.
- (2) Prostitutionsgesetz vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S, 3983).
- (3) 売春の助長とは、単に住居や居場所を与えることを超え、快適な雰囲気、質の良い衛生設備、売春者の自由な自己決定等、労働環境を改善することであった。BT-Drucksache 14/5958, S. 4.
- (4) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend ウェブサイト<<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/gleichstellung/frauen-vor-gewalt-schuetzen/prostitution/80646>> を参照。
- (5) 2013年時点の売春者は約40～70万人、市場規模は145億ユーロと推定されている。Zeit-Online 記事 (25. November 2013) <<http://www.zeit.de/wirtschaft/2013-11/prostitution-freier-zwang-interview>> を参照。
- (6) Gesetz zum Schutz von in der Prostitution tätigen Personen vom 21. Oktober 2016 (BGBl. I S. 2372).
- (7) 1ユーロは113円（平成28年10月分報告省令レート）。
- (8) „Im Dunkelfeld“, *Süddeutsche Zeitung*, 22. September 2015, S. 5.

### 参考文献

- ・戸田典子「人身取引と売春—対策は足踏み」『論究ジュリスト』(7), 2013.秋, pp.164-165.
- ・BT-Drucksache 18/8556, 9036(neu).